［略］

v　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅶ

L ＝｛833.33 ×（x － w）×（1 ／ 10）－ 2.58｝＋（16.84 × x － 4.49）

（x － w）×（1 ／ 10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛833.33 ×（x － w）×（1 ／ 10）－ 2.58｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たないときは１とし、（16.84 × x － 4.49）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅶの符号

［略］

x　国勢調査によつて公表された令和２年10月１日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式X

O ＝211.64 ×｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 6）－ 3.24

｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 6）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Xの符号

ac　令和３年に内閣府が公表した平成22年度から平成24年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

v　国勢調査によつて公表された平成27年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口（女性人口から労働力女性人口及び非労働力女性人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅶ

L ＝｛634.92 ×（x － w）×（1 ／ 5）－ 0.56｝＋（16.84 × x － 3.93）

（x － w）×（1 ／ 5）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、｛634.92 ×（x － w）×（1 ／ 5）－ 0.56｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たないときは１とし、（16.84 × x － 3.93）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅶの符号

［同左］

x　国勢調査によつて公表された平成27年10月１日現在における65歳以上の就業者数を同年の65歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

O　次の算式Xによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式X

O ＝185.19 ×｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 5）－ 1.98

｛（ad － ac）／ ac｝×（1 ／ 5）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Xの符号

ac　令和２年に内閣府が公表した平成22年度から平成24年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）